

# 愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニュー登録制度運営規程

## (目的)

第1 県内の農山漁村地域の活性化を図る愛媛型グリーン・ツーリズムを推進するため、都市住民が安心且つ満足して体験できる愛媛型グリーン・ツーリズム体験メニュー（以下「体験メニュー」という。）の登録制度の運営に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2 登録する体験メニューは、次に掲げるもとを満たすものをいう。

- (1) 愛媛型グリーン・ツーリズムの推進に理解があり、受け入れ体制が整っていること。
- (2) 農林漁家又は農林漁家が組織する団体が提供するものであること。

但し、農山漁村の歴史、文化、生活、自然の体験を提供する場合はこの限りではない。

- (3) 地域資源を有効に活用したものであること。

## (登録)

第3 体験メニューの登録を希望する個人又は団体は、管轄の地方局産業振興課又は支局地域農業育成室（以下「地方局産業振興課等」という。）に登録届出書（様式1）を提出するものとする。

2 地方局産業振興課等は、登録届出書の提出を受け、地方局グリーン・ツーリズム推進チームの承認を受けたものについて、届出者に登録通知書（様式2）を交付するものとする。

3 届出者は、登録届出書に記載した内容に変更がある場合には、速やかに管轄の地方局産業振興課等に連絡するものとする。

4 県は、愛媛県個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

## (活用)

第4 県は、地方局産業振興課等が登録した体験メニューについて、ホームページをはじめ、各種媒体を通じて県民又は都市住民に対して積極的にPRするものとする。

2 地方局産業振興課等は、体験メニューを用いたグリーン・ツーリズムルートの開発及び体験内容の高度化や充実に係る指導、助言に努めるものとする。

## (登録抹消)

第5 地方局産業振興課等は、体験メニュー登録者から辞退の申し出があったときには、その登録を抹消するものとする。

2 地方局産業振興課等は、体験メニュー登録者が、本制度を利用して宗教的若しくは政治的な活動を行ったとき又は体験者若しくは地域住民に対して迷惑を及ぼす行為があったときは、その登録を抹消することができるものとする。

3 地方局産業振興課等は、前2項により登録を抹消したときは、当該個人又は団体に対して登録抹消通知書（様式3）により通知するものとする。

## (事務局)

第6 体験メニューに係る事務は、県庁農林水産部農政企画局農政課及び地方局産業振興課等において処理する。

## (雑則)

第7 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**  
この規程は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。

**附 則**  
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**  
この規程は、令和元年 6 月 18 日から施行する。